

# 寄附金控除の手引き

平成 26 年 08 月 01 日  
公益財団法人 小堀遠州顕彰会  
東京都新宿区若宮町 26  
TEL : 03-3260-3551

時下益々ご清祥のことと存じます。平素は当財団の活動にご支援ご協力を賜り誠にありがとうございます。皆様よりの当財団への寄附金は公益目的事業を支援する為に支出された「特定公益増進法人への寄附金」として取り扱われ、下記の通り税制上の優遇措置(寄附金控除)の対象となりますのでご案内申し上げます。

## □税制上の優遇措置

### (1) 個人の場合

#### I. 所得税の控除

個人が当財団に対して 2,000 円を超える寄附を行った場合は、「寄附金額-2,000 円」が所得から控除されます。尚、寄附金額には他の特定公益増進法人に対する寄附金を含み、控除対象寄附金額は寄附者の総所得金額の 40%相当額が限度とされます。

注：寄附者の確定申告が必要であり、申告の際は当財団が発行した「寄附金証明書(領収書)」が必要となります。

#### II. 住民税の控除

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県または市町村が各々の条例で指定したものについては、控除を受けることができます。

注：全国一律ではありません。詳しくは住所地の地方自治体税務担当課までお尋ねください。

### (2) 法人の場合

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、下記のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

#### I. 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

#### II. 特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 1,000) \times 1/2$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

## □確定申告用領収証の発送時期

随時領収証を発行させていただきます。送金明細書の通信欄に送付先をご明記ください。

## □適用を受けるための手続き

寄附金控除を受けるには寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に次の書類を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

- (1) 公益財団法人 小堀遠州顕彰会が発行した領収書または郵便振込金受領書等
- (2) 内閣総理大臣による公益認定書の写し

※公益認定書の写しは財団のホームページからもダウンロードいただけます。

問合先：公益財団法人 小堀遠州顕彰会

〒162-0827 東京都新宿区若宮町 26 TEL：03-3260-3551 FAX：03-3260-3510

H.P.：<http://kenshokai.enshuryu.com/> Email：[info@enshuryu.com](mailto:info@enshuryu.com)（監修：松野税理士事務所）